

本規約はディップ株式会社（以下「ディップ」といいます）が取り扱うオンライン情報サービスその他これに付随する一切のサービスに適用されるものとします。

第1条（目的）

ディップが取り扱う求人広告掲載サービスを通じて求職・求人活動を支援することによる社会貢献と雇用創出を最大の目的とします。

第2条（用語の定義）

1. 「本サービス」とは、ディップが単独または共同で運営する、以下のインターネット上の求人求職関連サービスサイトおよびそれに関連するサービスの総称をいいます。
 - (1) 「はたらこねっと」「はたらこindex」
 - (2) 「バイトル」「バイトルNEXT」
 - (3) 「ナースではたらこ」
2. 「クライアント」とは、本規約を承諾の上、ディップが指定する手続きに従って申込みを行い、かつディップが本サービスの利用を承諾した法人、個人およびその他の団体をいいます。
3. 「ユーザー」とは、クライアントの提供した情報を検索し、利用するクライアント以外の者をいいます。
4. 「バイトルシフト」とは、インターネット上でクライアントとその従業員などの間で勤務時間を調整するASPサービスをいいます。
5. 「ASPサービス」とは、インターネットを通じて提供するアプリケーション（ジョブマスター、RHP、バイトルシフト、スタッフ募集ページ作成サービスを含む）をいいます。
6. 「QRコード」とは、本サービスのうち携帯電話など専用機器によって情報を読み取り本サービスにアクセスする2次元コードをいいます。
(※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)
7. 「フリーペーパー」とは、本サービスのうちディップが制作・発行し、無料でユーザーに情報提供する紙媒体の求人情報誌をいいます。

第3条（本規約の変更）

1. ディップは、法令等の制定・改廃があった場合または新サービスの追加等、ディップが必要と判断した場合には、クライアントの承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。ディップが本規約を変更した場合には、クライアントは、変更後の本規約に従い本サービスを利用するものとします。
2. ディップが本規約の変更を行う場合には、変更の1ヵ月以上前に変更後の利用規約の内容および効力発生日をディップのウェブサイトに表示またはディップの定める方法によりクライアントに通知することと周知するものとし、その期間経過をもって、効力が発生するものとします。
3. 前項にかかわらず、ディップは、誤記訂正や形式的修正など変更が軽微な場合および本サービス利用中のクライアントに効力を及ぼさない場合は、規約変更について通知しないものとします。

第4条（申込み・契約の成立）

1. クライアントは、本規約を契約の内容とする旨の同意をした上で、表面に記載するサービスをディップが指定する手続きに従って申し込みます。なお、サービスにより別途書面が必要な場合、ディップが指定する書面も提出するものとします。
2. ディップがクライアントより申込書その他必要書類を受け取った後、ディップが定める広告掲載規定に従って審査し、ディップが審査承認した場合に、ディップとクライアントの間に契約が成立します。
3. ディップは、本サービスの利用開始にIDおよびパスワードが必要なときは、クライアントに対しIDおよびパスワードを発行し、貸与します。

第5条（IDおよびパスワードの管理）

1. クライアントは自己のIDおよびパスワードの管理・使用は、ディップの責に帰する事由による場合を除き、全てクライアントが責任を負うものとします。
2. クライアントはIDおよびパスワードを第三者に譲渡、売買、貸与等の行為はできないものとします。
3. クライアントはIDおよびパスワードを失念した場合、または盗難されたおそれのある場合には速やかにディップにその旨を連絡する義務を負います。
4. IDまたはパスワードの第三者の使用により当該クライアントが損害を被った場合、ディップの責に帰する事由による場合を除き、ディップは一切責任を負いません。

第6条（バイトルシフトの利用）

1. クライアントは、ディップがバイトルシフトを通じてシフト管理状況を閲覧することを許可します。
2. バイトルシフト上の従業員などの情報の変更・削除などはクライアント自身が管理を行い、ディップは当該内容に関する一切の責任を負います。

第7条（広告の削除・変更）

1. ディップは、次のいずれかに該当すると判断した場合、クライアントが登録、提供した情報、文章等を削除します。
 - (1) 第9条第3項および第4項の事項に違反した場合。
 - (2) 本サービスの維持、管理上必要がある場合。
 - (3) 契約によって定めた情報の掲載期間が終了した場合。
2. クライアントは、広告内容に誤字脱字等の誤記がある場合、ディップによる広告内容の修正をあらかじめ承諾する。

第8条（利用期間）

クライアントは、申込書に記載された期間によって本サービスの提供を受けるものとします。

第9条（利用料金）

1. クライアントは本サービスの利用にあたって、ディップの定める料金を申込書に従ってディップ指定の銀行口座に振込にて支払うものとします。
2. 如何なる理由においてもディップへ減額、返金の申し入れすることはできないものとします。
3. クライアントが支払期日までに利用料金を支払わなかった場合、ディップはクライアントに対し、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントの割合で遅延損害金も請求することができます。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

第10条（クライアントの責務）

1. クライアントはディップの求めに応じて、本サービスの適切な運営、提供に必要な範囲においてクライアント自らの属性等、クライアントに関する情報をディップに提供しなければならないものとします。
2. クライアントはディップへの届出内容に変更があった場合には、速やかにディップに連絡の義務を負います。届出がなかったことでクライアントが不利益を被ったとしても、ディップは一切その責任を負いません。
3. クライアントは広告に、次の各号のいずれも含まないものとします。
 - (1) 事業内容や募集内容が関係諸法令に抵触、またはそのおそれのあるもの
 - (2) 労働法（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・男女雇用機会均等法・最低賃金法・労働者派遣業法など）、就労・雇用に関する法律に反するもの
 - (3) 社会倫理または社会秩序に反するもの
 - (4) ユーザーに不利益を与える、または与えるおそれのあるもの
 - (5) 虚偽・誇大または不正確な表現でユーザーに誤解を与えるもの
 - (6) 射幸心を著しくあおる、迷信に類する、わいせつ・醜悪など不快感を与える、差別的表現など、社会通念上問題があるとみなされるもの
 - (7) その他ディップが定める広告掲載規定に違反する広告
4. クライアントは、クライアントによる本契約の履行が第三者の権利を侵害しないものとし、広告が第三者の著作権（翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する権利、著作人格権および著作隣接権を含みます）・商標権等の知的財産権、名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利、または契約により設定された権利その他のいかなる権利も侵害せず、また、各国法令に照らし適法な手続き、方法もしくは手段により作成または入手するものとします。
5. ASPサービスの機能、技術などに関する機密情報は、ディップに帰属し、クライアントに対する機密情報の開示により、商標、特許、著作権、営業秘密、ノウハウおよび他のいかなる知的財産権に基づく権利も、明示・黙示を問わず、その実施を許されたとはみなされないものとします。また、クライアントはASPサービスの技術の権利性を争わないものとし、ASPサービスのシステム改変等は一切行わないものとします。

第11条（保証）

1. ディップは本サービスを通じて他のクライアントが公開する内容およびクライアントが本サービスを通じて得るユーザーからの情報について、その正確性、確実性を保証いたしません。
2. ディップはクライアントに対し、ユーザーの利用頻度等、本サービスの提供に関し、何らの保証いたしません。

第12条（本サービスの変更、中断）

1. ディップは次のいずれかに該当すると判断した場合は、クライアントへ事前の通知をすることなく一時的に本サービスおよびASPサービス（以下、「本サービス等」といいます）の提供を変更、中断することができるものとします。
 - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本サービス等提供ができなくなった場合。
 - (2) 緊急保守等本サービス等におけるシステムの運営上やむを得ない事由が生じた場合。
 - (3) 掲載事実の確認、広告の削除に関する確認、その他運用上、技術上ディップが必要と判断した場合。
2. ディップは、第2条第1項に定めたサイトにおいて、相互に求人情報を共有し、掲載することがあります。

第13条（禁止事項）

- クライアントおよびディップは、本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 相手方（クライアントにとってはディップを、ディップにとってはクライアント）を指す。以下同じ）、他のクライアントまたは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - (2) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを補助する行為。
 - (3) 法令に反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを補助する行為。
 - (4) 事実 に 反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - (5) インターネット上で相手方、他のクライアントまたは第三者が入力した情報を不正に改竄する行為。

第14条（商号等の使用）

クライアントはディップに対し、本件目的を遂行する際にクライアントの名称、商標又はロゴ等を使用することを認めます。

第15条（機密保持）

1. クライアントおよびディップは、本サービスで公開する場合を除いては本サービスを通じて知り得たクライアントのパスワードをはじめとする機密情報を当該情報の権利者の同意がある場合又は法令等による手続きによる場合を除き、第三者に開示、提供、漏洩することとはできないものとします。
2. 前項の相手方の営業上、技術上の情報であっても、次の各号のいずれかに該当するものは前項に基づく取扱いを要しないものとします。
 - (1) 公知の情報又は相手方から開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報。
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に自己が保有していた情報。
 - (3) 相手方の技術上、営業上の情報に関係なく自己が独自に開発した情報。
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報。
3. クライアントおよびディップは、本契約が期間満了、解約その他の事由により終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方から交付された秘密情報を含む資料、フロッピーディスク等の媒体（写を作成した場合は写を含みます。）を相手方の選択により廃棄又は返却するものとします。
4. 前3項の規定は契約終了後も有効に存続します。

第16条（個人情報の取り扱い）

1. ディップは、求職活動支援を目的として、ユーザーの氏名、住所、電話番号などの個人情報を取得し、かつ同目的の範囲内でディップがクライアントにユーザーの個人情報を提供することの同意をユー

ザーから得ています。

2. クライアントはディップより提供されたユーザーの個人情報や前項目的の範囲内でのみ利用できます。また、クライアントはユーザーの個人情報を第三者に提供することは一切できません。
3. クライアントはユーザーの個人情報の適切な安全管理を講じるものとし、社内に個人情報保護責任者を任命し個人情報保護体制を整備し、社員に対する安全対策を実施する義務があります。
4. クライアントは個人情報の提供を受けた後にクライアントの管理下で生じた個人情報の不正アクセス・喪失・破壊・改ざんおよび漏洩について全責任を負うものとします。
5. クライアント管理画面の応募者情報は、ディップ所定の期間を経過すると削除されます。なお、ユーザーの個人情報の取得主体がクライアントとなるASPサービスについても、同様とします。

第17条（反社会的勢力に関する表明保証）

クライアントおよびディップは、相手方に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）ではないこと、反社会的勢力の支配・関与・影響を受けていないこと、および、クライアントおよびディップが知る限り各々の自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証します。

第18条（解除）

1. クライアントが以下のいずれかの項目に該当する場合ディップは何等の催告することなく、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 監督官庁による営業の取消もしくは停止等の処分その他関連法規に基づく行政上の処分を受けたとき。
 - (2) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立てまたはその他財務状況の悪化またはそのおそれがあると認められる相当な事由があったとき
 - (3) その資産の一部または全部に対して差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てを受けたとき
 - (4) 公租公課を滞納したとき。
 - (5) 利用料金等その他の支払を怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合
 - (6) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分となり支払停止事由が発生したとき
 - (7) 名誉、信用を失墜させたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 第16条その他本規約に違反したとき
 - (9) その他ディップが合理的な根拠によりクライアントとして不適当と判断した場合
2. 前項の理由により契約が解除された場合は、当該時点で発生しているディップに対する一切の債務の全額について期限の利益を喪失し、ディップの定める方法で支払うものとします。
3. ディップは、第1項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても何ら責任を負わないものとします。

第19条（解約）

1. 契約成立後、クライアントの都合で解約する場合、契約期間満了または解約通知後2ヶ月までのいずれか短い期間の利用料金を違約金として支払うものとします。
2. 本サービスの変更、中断の場合、または、広告掲載期間中の契約停止の場合、すでに支払われた利用料金は返却いたしません。また、掲載が終了した広告の利用料金は、請求いたします。

第20条（免責）

1. 停電、通信回線の事故、天災等の不可抗力、通常講ずるべきウイルス対策では防止できないウイルス被害、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などディップの責に帰すべき事由以外の原因により本契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、ディップはその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされない範囲まで義務を免除されるものとします。
2. 本サービスの提供中にリンク先のサイトに不具合が発生した場合や、クライアントのサイトの不具合でASPサービスが提供できない場合、ディップは債務不履行の責を負わず、当該期間中の料金も発生するものとします。
3. クライアントの指示によりASPサービスのプログラム等の訂正、削除等を実施し、クライアントに損害が発生した場合、ディップは責任を負わないものとします。
4. 本サービスの提供、遅延、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連してクライアントに損害が発生した場合、ディップに明らかな帰責事由がない限り、ディップは責任を負わないものとします。
5. クライアントがディップに対してデータ（求人情報CSVデータ等）を提供しデータの形式が変わる場合、クライアントは変更の30日以上前にディップに変更後の仕様を連絡することを要し、ディップは、技術的に変更対応が可能な場合、仕様変更箇所が問題なくサイト表示に反映されるよう改修を行なうものとします。ただし、ディップが改修をするなどの要否につき疑義が生じた場合、双方協議の上対応の可否を判断し、双方に同意があった場合、クライアントが変更後の仕様のデータを提供し、ディップが改修を行うものとします。
6. クライアントの提供するデータの形式が変わるにも関わらず前項に該当しない場合、ディップは、自ら改修を行わなくともその責を問われないものとします。

第21条（損害賠償）

1. ディップがクライアントに対し損害を与えた場合は、申込書に記載された利用料金を上限とし、その損害の賠償の義務を負うものとします。
2. クライアントは、本規約に違反することによって、第三者との間でトラブルが発生した場合、クライアント自身で解決するものとし、ディップに損害を与えることのないものとします。

第22条（QRコードの取り扱い）

1. クライアントは、QRコードを利用する場合、当該QRコードのリンク先などを媒体先に事前に説明し了承を得るものとし、ディップ所定の誓約書をディップに提出するものとします。
2. クライアントは、QRコードの利用で万一何らかの紛争が生じた

場合、全てクライアントの責任と負担において処理、解決するものとし、ディップに何らの迷惑、損害をかけないものとします。

第 23 条（協議および管轄裁判所）

- 1. 本サービスに関連してクライアントとディップとの間で問題が生じた場合には、互いに誠意をもって協議するものとします。
- 2. クライアントとディップの間で協議によっても解決しない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2016 年 5 月 1 日改訂
2016 年 9 月 1 日改訂
2018 年 2 月 1 日改訂
2020 年 4 月 1 日改訂

求人広告掲載に使用する写真・動画に関するガイドライン

本ガイドラインは、ディップ株式会社が運営するインターネット上の求人求職関連サービスサイトおよびそれに関連するサービスに適用されるものとします。インターネット上の求人広告、レコメンド広告、およびディップ株式会社が業務提携をするインターネット上の求人求職関連サービスサイト（以下総称して「インターネット求人広告等」という）に使用する写真や動画の撮影及び提供にあたっては、被写体となる方との肖像権に関する紛争を未然に防ぐため、本ガイドラインの遵守にご同意いただくものとします。

- 1. 写真や動画の撮影を行う際には、必ず被写体となる方から撮影することについて事前に許可を得るようにして下さい。
- 2. 被写体となる方から、写真や動画を撮影することの許可を得たとしても、写真や動画をインターネット求人広告等で利用することの許可まで得たことにはなりません。撮影時には、写真や動画の使用目的、媒体であるインターネット求人広告等について、十分な説明を行うとともに、撮影後の使用についても許可を得るようにして下さい。
- 3. 上記各許可を被写体の方から取得する際には、トラブルを避けるためにも文書による許可の取得を心掛けて下さい。仮に、被写体となる方から文書による許可の取得が難しい場合には、口頭での許可でも止むを得ませんが、万が一、先方との関係に問題が生じた場合、許可を取得したことを証明するものがないため、十分な注意が必要です。
- 4. 職場内での集合写真のように、多数の被写体を対象とする場合は、対象の方に使用目的、使用方法などについてご説明する際に、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促して下さい。
- 5. 被写体となる方が、未成年者の場合には、本人の同意だけではなく、保護者の同意も得るようにして下さい。

以上

2020 年 3 月 16 日制定